

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【会社名】	静岡瓦斯株式会社
【英訳名】	SHIZUOKAGAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戸野谷 宏
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区八幡一丁目5番38号
【電話番号】	054(284)4141（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサービス部総務担当マネジャー 青柳 年彦
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区八幡一丁目5番38号
【電話番号】	054(284)4141（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサービス部総務担当マネジャー 青柳 年彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当て 360,000,000円
	（注） 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	589,300株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年11月22日(金)の当社取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成25年11月22日(金)の当社取締役会決議により決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。

3. 本募集とは別に、平成25年11月22日(金)の当社取締役会決議により、当社普通株式3,929,200株の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行うことを決議しております。また、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から589,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

4. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当自己株式処分」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項
オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	589,300株	360,000,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	589,300株	360,000,000	-

（注）1．本募集は、前記「1 新規発行株式」（注）4に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		589,300株	
払込金額の総額		360,000,000円	
割当予定先の内容 （平成25年9月30日現在）	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 （平成25年6月30日現在）	7,000株
	取引関係	引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、処分数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成25年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	- (注)3.	100株	平成25年12月25日(水)	該当事項はありません。	平成25年12月26日(木)

(注)1. 発行価格(募集価格)については、平成25年12月2日(月)から平成25年12月4日(水)までの間のいずれかの日に引受人の買取引受けによる売出しにおいて決定される引受価額と同一の金額といたします。

2. 本件第三者割当自己株式処分においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
4. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
静岡瓦斯株式会社 本社	静岡県静岡市駿河区八幡一丁目5番38号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
360,000,000	400,000	359,600,000

(注)1. 新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分に係る手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限359,600,000円については、平成26年3月末までに、全額を運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年11月22日（金）の当社取締役会決議により、本件第三者割当自己株式処分とは別に、当社普通株式3,929,200株の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）を決議しておりますが、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から589,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第165期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）平成25年3月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第166期第1四半期（自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日）平成25年5月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第166期第2四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第166期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

1 対処すべき課題について

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、平成25年11月22日までの間において変更が生じております。以下の内容は当該「対処すべき課題」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については、_____ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「対処すべき課題」の変更箇所を除き、平成25年11月22日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[対処すべき課題]

エネルギーセキュリティや省エネルギーに対する社会のニーズが高まる中、地域のエネルギー安定供給に向けて、当社グループが果たすべき役割と責任はますます高まっています。当社グループでは、こうしたニーズに確実に応えするとともに、新たなエネルギーのあり方を見据えた取り組みを推進してまいります。特に、静岡県が富士地域で進める「地域電力創出プロジェクト」は、天然ガスコージェネレーションシステムを活用し、地域内に効率的・安定的に電力を供給する取り組みとして、具体化に向けた検討が進められています。地域のエネルギー安定供給と分散型電源によるエネルギーシステムの方向性を示す新たな取り組みとして、当社グループは、その実現に向けて積極的に役割を果たしてまいります。

天然ガスの普及につきましては、供給エリア内での都市ガス普及率のより一層の向上を図るとともに、エリア外では、静岡・浜松間を結ぶ高圧パイプライン「静浜幹線」沿線需要の開拓やローリーによるLNG販売等、より広域での天然ガスの普及を推進してまいります。

家庭用分野では、「エネリア」を核とした地域密着型の営業をさらに進めてまいります。既築住宅へのエネファーム販売やリフォーム提案等、お客さまの暮らしをより快適で豊かにするご提案により、お客さまとの接点をさらに深化させるとともに、「エネリアリフォーム」のブランド力を高め、リフォーム事業拡大に向けたグループ戦略を推進してまいります。都市ガス普及率の低い地域については、ガス導管の整備や営業体制の強化等を重点的に進め、中長期的なお客さま数の増加と普及率向上に向けた施策を進めてまいります。環境配慮型住宅街区「エコライフスクエア三島きよみ」は、ご家庭での新たなエネルギーシステムのあり方を目指したモデルとして、他の地域でも開発が進んでいます。これまでの知見と最新機器を組み合わせ、さらに多くの拠点で展開してまいります。

工業用分野では、ガスコージェネレーションによる分散型電源の普及に向けた取り組みを進めるとともに、ガス導管未普及エリアのお客さまに対するご要望にお応えするため、ローリーによるLNG販売も積極的に展開してまいります。

業務用分野では、お客さまのニーズに応えるため、節電や電力のピークカットに貢献するガス空調や快適な厨房環境を提供するガス機器のさらなる普及を図り、当社グループのシェア拡大に努めてまいります。

原料調達につきましては、既存契約の価格低下に向けた交渉に加え、原料価格低減に向けて他社との連携や新たな調達等について可能性を探ってまいります。

生産供給体制につきましては、清水エル・エヌ・ジー（株）袖師基地の安定的な操業と広域供給を支える基幹インフラの確実な運用を進めてまいります。震災対策については、電気設備の防水対策や耐震性に優れたガス導管への入れ替え促進等を進めるとともに、国際石油開発帝石（株）、東京ガス（株）とのパイプライン連携による緊急時相互融通体制により、万一の場合でもガスの供給を維持できる体制の整備を進めております。当社及び中部ガス（株）が共同で建設を進めてきた静岡・浜松間を結ぶ高圧パイプライン「静浜幹線」については、静岡市から掛川市の建設工事が平成25年末に完了し、平成26年1月より部分開通することとしました。引き続き、全線開通に向けて、着実に工事を進めてまいります。

当社グループは、これからの時代を担い、地域に必要とされるエネルギー事業者であるために、将来の環境変化に対応できる人材の育成、事業の多様化を図るとともに、時代の変化を先取りした挑戦を続けてまいります。

2 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、平成25年11月22日までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は「1 対処すべき課題について」の変更箇所を除き、平成25年11月22日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクは、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 原料調達における不測の事態

当社が購入するLNGは、全量を海外から輸入しております。原料輸入先でのトラブル、あるいはLNG船の運行上でのトラブル等、原料調達における不測の事態の発生によっては、当社グループのガス供給に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害

地震、台風、津波等の大規模な自然災害により、当社グループ及びお客さまの設備に広範な被害が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 都市ガスの製造・供給における不測の事態

連結子会社である清水エル・エヌ・ジー（株）の都市ガス製造における不測の事態の発生、あるいは当社において都市ガス供給に伴う大規模な漏洩・爆発事故等が発生した場合には、当社グループのガス供給に影響を与え、さらには社会的責任の発生等の損害が生じる可能性があります。また、当社の都市ガス供給エリア内で不測の大規模停電が発生し、系統電源からの電力供給が停止した場合には、自家用発電設備を稼動することにより、停電時にも一定量のガス送出が可能となっておりますが、時間帯によっては都市ガスの製造・供給に支障を及ぼす可能性があります。

(4) 原料価格

当社は、ガス及びLNG需要の増加に対応した新たなLNG調達が必要であり、ターム契約やスポット等によるLNG調達を行います。これら新規調達価格や既存の長期契約における価格体系の変更により、当社が調達するLNG価格がガス料金の決定に際して使用する原料価格の水準と異なる場合は、業績に影響を与える可能性があります。

(5) 原料費調整制度

ガス料金は、原料費調整制度（原料価格の変動に伴いガス料金を調整する制度）に基づき決定いたします。原料費調整制度に基づくガス料金の決定に際しては、ガスの原料となるLNG価格及びLPG価格が影響を及ぼします。LNG価格及びLPG価格は、原油価格及び為替相場の変動による影響を受けますが、原料価格の変動は、原料費調整制度に基づきガス料金に反映されるため、その影響は相殺され限定的になります。ただし、原料価格の変動がガス料金に反映されるまでのタイムラグにより、原料価格の変動が異なる決算期のガス料金に反映される場合は、業績に影響を与える場合があります。

(6) 大口需要家の動向

当社のガス販売量は、景気動向等による大口需要家の設備稼働減や省エネ活動の進展等により、減少する可能性があります。また、大口需要家向けのガス料金は個別交渉により決定されるため、他のガス事業者との競合が発生する可能性があります。そのため、当社のガス販売量及びガス売上高は大口需要家の動向により影響を受ける可能性があります。

(7) 気温、水温の変動及び業績の季節変動

当社グループの主たる事業であるガスの販売は、気温や水温の変動により影響を受けるため、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、ガスの販売量及び売上高は冬季に増加し、夏季に減少する傾向にあるため、当社グループの利益は上半期に偏る傾向にあります。

(8) 競合激化

電力会社など他エネルギーとの競合激化やガス事業への新規参入者との競合激化により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 金利情勢の変動

新たな資金調達に際しては、金利情勢の変動により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。ただし、当社グループの有利子負債のなかで比重の大きい長期借入金は、固定金利での調達もしくは金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしており、当社グループへの影響は限定的であります。

(10) 情報漏洩

当社グループで管理しているお客さまの個人情報外部へ漏洩した場合、その対応や当社グループの信用の失墜等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 基幹ITシステムの停止・誤作動

ガスの製造・供給やお客さま受付、料金に関する基幹的なITシステムに、停止・誤作動等のトラブルが発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

静岡瓦斯株式会社 本社

（静岡県静岡市駿河区八幡一丁目5番38号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。